

旭川市空家等対策計画 概要版

計画期間：令和4年度から令和8年度まで

第1 計画策定の趣旨

背景と趣旨

空家等に関する問題の早期解決とともに、空家等が放置され、管理されなくなることを防止するため、平成29年3月に「旭川市空家等対策計画」を策定し、空家等対策に取り組んできました。

本計画は、空家等の状況変化を踏まえ、5年ごとに見直すこととしており、今後も空家等の増加が見込まれ、それらがもたらす問題が一層深刻化することが懸念されることから、空家等対策を総合的かつ計画的に進めるため、旭川市空家等対策計画を改定します。

計画の位置付け

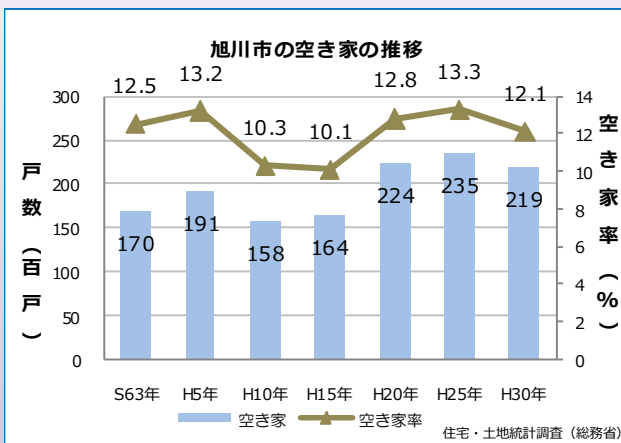


第2 現状と課題

空き家の現状

空き家の推移は、平成15年から増加傾向に転じ、平成20年には6,000戸余りの大幅な増加がみられました。平成30年には、空き家数は21,920戸となり、平成25年より減少し、空き家率は12.1%となっています。

本市に寄せられる空家等の相談内容は、落雪に関するものが最も多く、次いで、部材等の飛散や建築物の倒壊に関するものが多くなっています。そのほか、犯罪のおそれ、雑草の繁茂やねずみ・害獣の繁殖、スズメバチの営巣など多岐にわたる相談が寄せられています。



課題1 所有者としての当事者意識の向上

課題2 特定空家等の解消に向けた相談、情報提供及び支援等の充実

課題3 特定空家等への措置対応の継続

課題4 大規模空き建築物への対策

第3 基本方針

<基本目標> 総合的な空家等対策による安全安心なまちづくり

<基本方針> 多様な連携による空家等対策の推進

第5 成果指標

◇特定建築物等の是正割合
前年度の特定空家等件数の20%を翌年度において是正する。

◇倒壊等著しく保安上危険な状態にある特定空家等の数
令和8年度末での倒壊等著しく保安上危険な状態にある特定空家等の数を40棟とする。
(R4年2月末時点47棟)

第4 空家等対策

▶施策テーマ1
空き家や特定空家等の発生の抑制

- ◇適切な管理の周知・啓発
- ◇良好な住宅ストックの形成

▶施策テーマ2
空き家の活用

- ◇多様な連携による利活用等の促進
- ◇利活用の促進に向けた情報提供

▶施策テーマ3
適切に管理されていない空家等への対応

- ◇助言又は指導等や法的措置の実施
- ◇所有者不在空家等の法的手続
- ◇除却等の補助・支援